

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 ( 2 0 2 1 年 ) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例（令和2年12月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>3年</u>を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年6月</u>を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。